

令和4年度 第2回山北町農業委員会総会 会議録				
召集年月日	令和4年5月25日(火)			
召集場所	山北町役場防災対策室			
開・閉会日時	開会	令和4年5月25日 午前9時30分		
	閉会	令和4年5月25日 午前10時45分		
応(不応)招委員 及び出席並びに欠席委員 出席 10名 欠席 1名 (凡例) ○ 出席を示す △ 欠席を示す × 不応招を示す	番号	氏名	出欠等の別	
	1番	杉山 照枝	○	
	2番	二宮 慶晃	△	
	3番	磯崎 加代子	○	
	4番	細谷 晋之	○	
	5番	三尋木 重夫	○	
	6番	高杉 光男	○	
	推進委員 山北地区	瀬戸 利男	○	
	推進委員 向原地区	遠藤 隆雄	○	
	推進委員 岸地区	田淵 康男	○	
	推進委員 共和地区	杉本 君雄	○	
	推進委員 清水地区	山崎 貞和	○	
	会議録署名委員	3番	磯崎 加代子	4番
出席した事務局	事務局長	事務局員	尾崎、小澤、瀬戸	
会議に付した案件	別紙のとおり			
会議経過	別紙のとおり			

- 1 開会
- 2 議事録署名人
- 3 議案

- 議長 : 議案第1号基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局から説明願います。
- 事務局 : 1ページをご覧ください。議案第1号基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について説明します。対象地は■■■■■■■■■■の■■■■m²です。利用権を設定する者は■■■■氏、利用権の設定を受ける者は■■■■です。使用貸借権を5年間設定します。所有者は耕作が困難な年齢のため、■■■■に農地を貸したいという話があったとのことです。
- 2ページから6ページが計画書です。6ページをご覧ください。■■■■は、権利取得後に柑橘類の栽培を行うとのこと。農業従事日数も150日と要件を満たしています。農機具については、耕運機、草刈り機、噴霧器を所有しており、耕作するうえで問題ないことと思われ。7、8ページが位置図です。7ページの地図上で当該箇所は■■■■の周辺にあり、8ページが拡大図です。
- 9ページが写真方向図です。太い線で囲われているところが当該箇所です。10、11ページの写真の番号と連動しています。
- 10、11ページが瀬戸推進委員に現地を確認していただいた時の写真です。ご覧のように、柑橘類が植えられており、すぐに栽培可能な状態であることを確認しました。以上です。
- 議長 : 現地を確認した瀬戸推進委員から何かありますか。
- 瀬戸推進委員 : ■■■■が農地の管理が出来ないため今回の話があったということで、特に問題はないと思います。
- 議長 : 何か意見等ありますか。
- 杉山委員 : 基盤強化促進法と農地法3条の違いは何でしょうか。
- 事務局 : 農地法3条は下限面積要件として山北町では15アール、賃貸借の期間を設定していた場合には自動更新されます。基盤強化促進法は、下限面積要件はなく、賃貸借の期間を経過すると自動解約になるため、貸し手が有利な方法になります。
- 高杉会長 : 農地法と基盤強化促進法の対照表があったほうが理解しやすいと思います。
- 事務局 : わかりました。それでは対照表を作成し、次回の総会時にお渡しします。
- 遠藤推進委員 : 現状植えられているものを継続して栽培する形ですか。
- 瀬戸推進委員 : はい。継続して栽培する形です。また枯れている箇所には、新たに檸檬等を植えると聞いています。
- 高杉会長 : 現地は車が通行できますか。
- 瀬戸推進委員 : 2トントラックまでなら通ることは出来ます。
- 議長 : 他に意見等がありますか。特になければ、承認していただけますか。

(全員) 異議なしの声。全員賛成によって議案第1号基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画は承認されました。

議長 : 全体協議ということで、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価について事務局から説明願います。

事務局 : 12ページをご覧ください。「Ⅰ農業委員会の状況」につきましては資料のとおりです。

13ページをご覧ください。「Ⅱ担い手への農地の利用集積・集約化について」説明します。1現状及び課題、現状は管内農地面積290ha、集積面積23.92ha、集積率8.24%です。課題は、農業従事者の減少や高齢化に伴う耕作放棄地の増加等が農地の有効利用を図る上での課題になっている。

2令和3年度の目標及び実績についてですが、集積目標24.92ha、新規実績0ha、達成状況95.98%です。

3目標の達成に向けた活動ということで、活動計画：年間をとおし、担い手への農地の利用集積に向けたあつ旋活動や情報収集を引き続き行う。活動実績は、農地の規模拡大等の相談者2名に対して10月と3月に、貸出希望農地(畑)のリストから2件のあつ旋を行ったが希望者はアクセスのいい農地を希望しており、条件面で折り合いがつかず集積に結びつかなかった。

4目標及び活動に対する評価・目標に対する評価は、0.5haの集積目標を設定し、2件のあつ旋を行ったが目標の達成には至らなかった。集積目標が高いため、次年度以降に集積目標を見直す必要がある。活動に対する評価、1月の利用状況調査で把握した貸し出し希望農地(畑)のリストから2件のあつ旋を行ったが、条件面で折り合いがつかなかったため担い手への集積にはつながらなかった。広報等で遊休農地の解消制度について周知し、農地の利用集積・集約促進を図る必要がある。

14ページをご覧ください。「Ⅲ新たに農業を営もうとする者の参入促進について」説明します。1現状及び課題、新規参入状況について令和元年度参入者数1経営体で取得した面積が0.1haです。令和2、3年度に新規参入者はいませんでした。

2令和3年度の目標及び実績：参入目標1経営体に対し、参入実績0、達成状況0%です。参入目標面積0.5haに対し、参入実績面積0、達成状況0%です。

3目標の達成に向けた活動、活動計画は意欲のある農業者の情報収集を行い、町と連携し新規就農を推進する。活動実績は農地パトロールを実施し、1月に利用意向調査を行った。その結果を町と共有し、農業者に情報提供ができるよう貸し出しリストの整備を行った。

4、目標及び活動に対する評価・目標、目標に対する評価は新規就農の相談はなかった。新規参入目標が高いため、次年度以降に参入目標を見直す必要がある。また、広報等で新規参入について周知し、参入促進を図る必要がある。活動評価は農地パトロールをとおし意向調査を行った。新規就農者の相談時に情報提供ができるよう貸し出しリストを整備することが出来た。

15ページをご覧ください。「Ⅳ遊休農地に関する措置に関する評価」について説明します。1現状及び課題、管内農地面積290ha、遊休農地面積57.9ha、遊休農地

の割合 19.96%。

2 令和3年度の目標及び実績、解消面積 0.5ha、解消実績 0.43ha、達成状況 86%です。こちらは、以前高杉会長が3条申請した農地が含まれています。

3 目標の達成に向けた活動、活動目標について、資料のとおりです。活動実績について、利用意向調査を142筆、5.7haに行いました。

4 目標及び活動に対する評価、・目標に対する評価、0.43haの遊休農地を解消することが出来た。引き続きに意欲ある担い手に集積にしていく。活動の評価、農地パトロールの実施で遊休農地の把握に努め、農家の意向を確認することが出来た。

16 ページをご覧ください。「V 違反転用への適正な対応」について説明します。
1 現状及び課題・違反転用面積 0ha、こちらは以前報告いただいた場所が農地へ復元されたため 0 としています。課題：非農地証明の対象とならないよう、違反転用後 10 年経過する前に特定し、農地への復元をしていくことが課題。

2 令和3年度の実績は 0ha です。

3 活動計画・実績及び評価、活動計画は農地パトロールにより違反転用を早期に発見し、迅速な初動対応を行う。活動実績は 12 月から 3 月にかけて違反転用を 2 件確認し、違反者に対し是正指導をし、農地へ復元することが出来た。活動に対する評価は違反転用の確認後、複数回にわたり是正指導をしたが、すぐには動いてもらえず解消するまでに時間がかかった。

17、18 ページをご覧ください。「VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」は資料のとおりです。

19 ページをご確認ください。「VII 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」は特にありません。「VIII 事務の実施状況の公表等」は資料のとおりです。

議長 : 何か意見等ありますか。特に意見等なければ、令和4年度最適化活動の目標について事務局から説明願います。

事務局 : 20 ページをご覧ください。令和4年度最適化活動の目標について説明します。「I、農業委員会の状況」については資料のとおりです。

21 ページをご覧ください。「II、最適化活動の目標」について、1 最適化活動の目標 (1) 農地の集積の①現状及び課題は資料のとおりです。②目標については、例年 0.5ha としていましたが、昨年度の利用状況調査をもとに、貸出希望のあった農地で比較的まとまった場所に狙いを定め 0.2ha としました。

(2) 遊休農地の解消①現状及び課題：現状、遊休農地面積 57.9ha、そのうち草刈り等で解消できる荒廃度が軽度の遊休農地が 55.65ha、機械をいれて解消できる荒廃度が中度の遊休農地が 2.25ha です。②目標：ア既存遊休農地の解消ということで、荒廃度が軽度の遊休農地 55.65ha を 5 年間で解消することが求められており、5分の1の 11.13ha を目標としています。b、荒廃度が中度の遊休農地の解消につきましては資料のとおりです。イ、新規発生遊休農地の解消については、3.48ha すべてを解消することが求められています。

22 ページをご覧ください。(3) 新規参入の促進、①現状及び課題は資料のとおりです。②目標については、過去3年間の平均の1割以上ということで 0.03ha を

入れています。

2、最適化活動の目標(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標を6日としています。卓上に配布してあります、日誌の提出が求められており、大変お手数をかけてしまいますが、日時、時間・詳細を書いてくださいますようお願いいたします。詳細の内容としましては、〇〇さんと立ち話をして今後の農地の意向を聞いた、農業委員会の総会に参加した、〇〇の現地確認をした等で問題ありません。毎月の総会時に回収したいと考えていますのでよろしくをお願いいたします。

(2)活動強化月間の設定目標ということで、1月から2月遊休農地の解消ということで事情や解消方法の聞き取りを行うとしています。以上です。

議長 : 何か意見等ありますか。特に意見等なければ、報告事項ということで引き続き農業経営を行っている旨の証明について事務局から説明願います。

事務局 : 23 ページをご覧ください。引き続き農業経営を行っている旨の証明について説明します。申請者は■■■■です。

24 ページをご覧ください。対象地は、■■■■の■■■㎡です。

25、26 ページが位置図です。25 ページの地図上で真ん中、当該箇所にあります。26 ページが拡大図です。

27 ページが写真方向図です。太い線で囲われているところが当該箇所です。

28、29 ページが瀬戸推進委員に確認していただいた時の写真です。柑橘類が栽培されており、草刈りが丁寧に行われていることを確認し、本証明を発行しました。以上です。

議長 : 現地を確認した瀬戸推進委員から何かありますか。

瀬戸推進委員 : 現地はきれいに管理されており、問題がありませんでした。

議長 : 何か意見等ありますか。

高杉会長 : 対象地はシカ等の獣害はありますか。

瀬戸推進委員 : 獣害はあります。シカが若葉を食べてしまうので、柵で囲う等の対策を行っています。

6 その他

議長 : その他、特になければ次回総会の日程を決定したいと思います。

次回は6月28日9時30分からということでもよろしいでしょうか。

全員 : 異議なし。

議長 : では次回総会は、当日程ということでよろしくお願ひします。

7 閉会

議長 : これで山北町農業委員会総会を閉会します。(10:45)